

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程 三五
- 公印を改刻しその使用を開始する件 三五
- 道路の区域を変更する件 三五
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 三五
- 福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件 三五

## 告 示

### 福島県告示第五百十九号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年七月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（平成二年福島県告示第千三百九十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「五、二六三円」を「五、四九九円」に、「一三、四四二円」を「一三、九七五円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「五、八七二円」を「六、一四三円」に、「一三、四四二円」を「一三、九七五円」に改め、同表二十五歳以上三十歳未満の項中「六、三八〇円」を「六、七〇三円」に、「一四、八四二円」

を「一五、二三七円」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「六、七一二円」を「七、〇三三円」に、「一七、六一九円」を「一八、〇一六円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「七、〇七八円」を「七、三三六円」に、「二〇、六四九円」を「二〇、八六四円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「七、二六八円」を「七、五七六円」に、「二二、九七一円」を「二三、五六四円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「七、四三三円」を「七、七六六円」に、「二二、八八六円」を「二三、六六六円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「七、二九〇円」を「七、七一〇円」に、「二四、九二六円」を「二五、三五四円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「六、九七五円」を「七、三四八円」に、「二五、三八五円」を「二六、一八七円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「五、八六〇円」を「六、一九二円」に、「二二、三二四円」を「二三、六九四円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「四、〇六〇円」を「四、二〇〇円」に、「二六、〇七五円」を「二七、四八四円」に改め、同表七十歳以上の項中「四、〇六〇円」を「四、二〇〇円」に、「一三、四四二円」を「一三、九七五円」に改める。

### 附 則

- この規程は、令和七年七月二十五日から施行する。
- この規程による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定に基づいて支給された補償は、改正後の規程の規定による補償の内払とみなす。

（職員業務課福利厚生室）

### 福島県告示第五百二十号

公印を次のように改刻し、令和七年八月一日その使用を開始する。

令和七年七月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

職印

番号	20	10の7
公印の名称	福島県中建設事務所長印	福島県知事印（福島県中建設事務所用）
印影		
公印管理者	福島県中建設事務所長	福島県中建設事務所長

(文書法務課)

**福島県告示第五百二十一号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所にて令和七年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津若松三島線	会津若松市本町二七九番二地先から 同 市新横町二二三番地先まで 会津若松市本町二七九番二地先から 同 市新横町二二三	A 六・八〇 一〇・〇〇	B 一六・〇〇 三八・〇〇	一一三・〇〇 一四五・三三

○番地先まで	変更後		
会津若松市本町二七九番二地先から 同 市新横町二二三番四地先まで 会津若松市本町二七九番二地先から 同 市新横町二〇番地先まで	A 六・六〇 一〇・〇〇	B 一七・〇〇 三八・〇〇	一四一・〇〇 一七七・〇〇

(道路計画課)

**福島県告示第五百二十二号**  
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。  
 令和七年七月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称 玉坂

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示

一次に掲げる地番の土地に存する一点から二十二点までを順次結んだ線及び二十二点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

さらに、二十三点から三十四点までを順次結んだ線及び三十四点と二十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

白河市双石新田

六六番一

一点	北緯三七度〇六分三四秒四二二〇
二点	東経一四〇度一五分二五秒三一八〇
三点	北緯三七度〇六分三四秒五一五五
四点	東経一四〇度一五分二五秒一五二五
五点	北緯三七度〇六分三四秒五八七二
六点	東経一四〇度一五分二四秒一六六九
七点	北緯三七度〇六分三四秒九六六四
	東経一四〇度一五分三三秒一八四四
	北緯三七度〇六分三五秒四七九七
	東経一四〇度一五分三三秒四九一九
	北緯三七度〇六分三六秒三二一九
	東経一四〇度一五分三三秒二六三四
	北緯三七度〇六分三八秒四六九一

六四番



三番一	七点	東経一四〇度一三分二六秒四一五六 北緯三七度〇七分五九秒二八〇六
同 市向寺	八点	東経一四〇度一三分二五秒八二三六 北緯三七度〇七分五九秒一九六〇
同 市金子平	九点	東経一四〇度一三分二六秒三三三二 北緯三七度〇七分五八秒〇三八七
同 市金子平	十点	東経一四〇度一三分二六秒七二九四 北緯三七度〇七分五七秒四三四一
同 市金子平	十一点	東経一四〇度一三分二六秒五五一〇 北緯三七度〇七分五七秒二六四二
同 市金子平	十二点	東経一四〇度一三分二五秒九八一〇 北緯三七度〇七分五七秒八六九二
同 市金子平	十三点	東経一四〇度一三分二四秒五二八〇 北緯三七度〇七分五七秒八六八三
同 市金子平	十四点	東経一四〇度一三分二四秒二四三一 北緯三七度〇七分五八秒四九二四
同 市金子平	十五点	東経一四〇度一三分二四秒六九三〇 北緯三七度〇七分五八秒八九八四
同 市金子平	十六点	東経一四〇度一三分二四秒八三七二 北緯三七度〇七分五九秒五〇九八
同 市金子平	十七点	東経一四〇度一三分二四秒七七一五 北緯三七度〇七分五九秒八一三一
同 市金子平	十八点	東経一四〇度一三分二五秒〇四六二 北緯三七度〇八分〇〇秒一六七〇
同 市金子平	十九点	東経一四〇度一三分二五秒五七三五 北緯三七度〇八分〇〇秒二四三三
同 市金子平	二十点	東経一四〇度一三分二四秒四六七四 北緯三七度〇七分五九秒六七七〇
同 市金子平	二十一点	東経一四〇度一三分二三秒七二七二 北緯三七度〇七分五九秒五七七九
同 市金子平	二十二点	東経一四〇度一三分二三秒一〇九三 北緯三七度〇七分五九秒五七七九
同 市金子平	二十三点	東経一四〇度一三分二二秒七一六六 北緯三七度〇八分〇〇秒一四一七
同 市金子平		東経一四〇度一三分二二秒七一六六 北緯三七度〇八分〇〇秒六三一一

雑 報

東経一四〇度一三分二三秒〇二〇四  
(秒 防 課)

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への登載の依頼があったので、次のとおり登載する。

令和七年七月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十二条第三項の規定により、令和六年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告する。

令和七年七月二十五日

福島県市町村職員共済組合  
理事長 木 幡 浩

## 福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び同法施行規程第67条の2の規定並びに福島県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、令和6年度決算の要旨を公告する。

令和7年6月24日

福島県市町村職員共済組合  
理事長 木幡 浩

## 1 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付
資産											
流動資産	4,658,138	1,697			74,626	512,881	920,874	925,493	401,500	489,907	50,520
固定資産					1,825,000	5,210,130	127		1,822,931	30,055,180	2,511,314
繰延資産											
資産合計	4,658,138	1,697	0	0	1,899,626	5,723,011	921,001	925,493	2,224,431	30,545,087	2,561,834
負債											
流動負債	28,064	1,697					2,520	4,255	94,526	28,098,309	
固定負債	1,520,377				1,899,626	5,723,011	197,492	37,508	315,590	43,860	1,843,351
負債合計	1,548,441	1,697	0	0	1,899,626	5,723,011	200,012	41,763	410,116	28,142,169	1,843,351
資本											
資本剰余金									1,015,038		
利益剰余金	3,109,697						720,989	883,730	799,277	2,402,918	718,483
資本合計	3,109,697	0	0	0	0	0	720,989	883,730	1,814,315	2,402,918	718,483
負債・資本合計	4,658,138	1,697	0	0	1,899,626	5,723,011	921,001	925,493	2,224,431	30,545,087	2,561,834

## 2 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付
収入											
負担金	9,664,450	18,901,897	1,070,355	135,823			307,993	263,981			
掛金	9,684,152	12,997,708	1,070,343					259,427			
施設収入・商品売上									467,888		
利息及び配当金	3,757				18,302	7,158	795	923	305	321,361	
その他の収入	1,010,519						124,367	42,436	64,638	154,389	32,584
他経理からの繰入金							57,255		70,000		
前年度繰越支払準備金	1,545,855										
計	21,908,733	31,899,605	2,140,698	135,823	18,302	7,158	490,410	566,767	602,831	475,750	32,584
支出											
給付	9,911,117										
役員給与							176,843	22,107		21,228	9,394
旅費・事務費							25,932	2,214	3,171	2,813	538
商品仕入									89		
飲食材料費									98,742		
委託費							19,627	11,749	18,584	902	
支払利息					18,302	7,158				173,134	18,240
連合会払込金	216,846										
負担金払込金		18,901,897	1,070,355	135,823							
掛金払込金		12,997,708	1,070,343								
事務費負担金払込金							133,871				
連合会拠出金	1,009,381										
退職者給付拠出金	17										
他経理への繰入金	57,255							70,000			
その他の支出	7,767,277						93,196	335,835	529,230	16,873	9,290
次年度繰越支払準備金	1,520,377										
計	20,482,270	31,899,605	2,140,698	135,823	18,302	7,158	449,469	441,905	649,816	214,950	37,462
差引当期利益金又は当期損失金(△)	1,426,463	0	0	0	0	0	40,941	124,862	△ 46,985	260,800	△ 4,878